

平成 29 年度「IIoT 導入セキュリティガイドライン作成」

に関する入札のご案内

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター
(入札管理責任者 総務部長 村上憲二)

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 入札に付する事項

- (1) 名 称：IIoT 導入セキュリティガイドライン作成
- (2) 内 容 等：別紙 1 のとおり (IIoT 導入セキュリティガイドライン作成内容)
- (3) 履 行 期 限：別紙 1 のとおり (IIoT 導入セキュリティガイドライン作成内容)
- (4) 入札方法等：

本件は、JPCERT コーディネーションセンターが経済産業省より委託されている平成 29 年度サイバーセキュリティ経済基盤構築事業（サイバー攻撃等国際連携対応調整事業）で実施されるプロジェクトの一つとして実施し、総合評価落札方式で行う。

したがって、入札の際には提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 入札要件

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、参加することを認める。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (4) 経営の状況、信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 入札説明会に参加し、入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札者の義務

この一般競争に参加を希望する者は、JPCERT コーディネーションセンターが配布する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。また、落札者の決定日前日までの間において JPCERT コーディネーションセンターから当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

4. 契約事項を示す場所等

(1) 入札説明会の日時及び場所

日時：平成 29 年 7 月 6 日（木） 16 時 00 分～17 時 00 分（1 時間程度を予定）

場所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-17 廣瀬ビル 11 階

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター

TEL : 03-3518-4600

FAX : 03-3518-4602

※説明会参加希望者は 7 月 5 日 17 時までに icsr@jpcert.or.jp に必要事項(法人名、部署名、参加者氏名、連絡先) を記載のうえ、メールにて参加希望の事前申し込みをすること

(2) 提案書の受領期限及び受領場所

期限：平成 29 年 7 月 13 日（木） 17 時 00 分（必着）

場所：「4.契約事項を示す場所等」(1)に同じ

方法：持参、郵便（簡易書留による）

(3) 入札者決定の通知日

平成 29 年 7 月 21 日（金）

(4) 入札日

日時：平成 29 年 7 月 28 日（金） 16 時 00 分～（落札者が決定するまで）

場所：「4. 契約事項を示す場所等」(1) に同じ

5. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

全額免除

(2) 入札書の変更及び取消し

入札者は、提出した入札書等の変更及び取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本公告の 2.入札要件に示す入札参加資格のない者による入札及び各項に定めた諸条件について、その条件に違反した場合は入札を無効とする。

(4) 契約書の作成

落札者が JPCERT コーディネーションセンターと契約を締結する際には、契約書の作成を必要とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に参考に作成された予定価格の制限の範囲内で、入札管理責任者が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札

者の中から、入札管理責任者が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

6. 問合せ先（メールでの問い合わせを原則とする）

(1) 入札説明書等に関する問い合わせ

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター
制御システムセキュリティ対策グループ 河野（この）

E-mail : icsr@jpcert.or.jp

(2) 入札行為に関する問い合わせ先

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター
総務部 高崎（たかさき）

E-mail : soumu@jpcert.or.jp

※緊急を要する場合に限り、電話による問合せ可

9:00～18:00（12:00～13:00 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

IIoT 導入セキュリティガイドライン作成内容（仕様書）

1. 件名

平成29年度 IIoT 導入セキュリティガイドライン作成

2. 目的

JPCERTコーディネーションセンター（以下「JPCERT/CC」という。）は、工場やプラントにIIoTを取り入れたシステムを導入する際のセキュリティを考慮した「IIoT導入セキュリティガイドライン」を作成し、IIoTの導入に伴う制御システムの安全性低下を防ぎ、一定レベルのセキュリティが確保されたシステムが構築されることを目指す。

3. IIoT 導入セキュリティガイドラインとは

IIoT 導入セキュリティガイドラインとは、企業が製造工場や化学プラントなどに、新たに「IIoTを取り入れたシステム」を導入する際にセキュリティを考慮したシステム設計を行うためのガイドラインとなるものである。これを参考にシステムを設計すれば、一定レベルのセキュリティが確保されたIIoTシステムが構築されることを目指す。

＊）ここでいうIIoTとは産業用のものであり、一般のオフィスや屋外等に構築されるIoTとは別である

このガイドラインの想定読者は、IIoTの導入を行うSIer、エンジニアリング会社、ベンダ、アセットオーナーとする。特に、セキュリティに関するノウハウの少ない「地方」や「中小」の企業を重点対象とする。

4. ガイドライン作成方針

- ・ ガイドラインの内容、構成等については、実際の検討やヒアリングの前後などに、JPCERT/CCと検討を行い、その内容を踏まえて作成にあたること。
- ・ ガイドラインは、多くの人に読んでもらうために、できるだけ平易な内容とする。そのため、イラストや写真、図表などを多用して、わかりやすさを重視すること。また、ガイドラインのボリュームは、おおよそ十から十数ページ程度に簡潔にまとめること。
- ・ ガイドライン作成に当たっては、IIoT 機器ベンダ・エンジニアリング会社（4～6社程度）やIIoT導入済みのアセットオーナー（6～8社程度）にヒアリングし、その内容を報告書としてまとめた上でガイドラインに反映させること。
- ・ ガイドラインは、ドラフト段階で有識者（6～8人程度）の意見を聞き、その内容を報告書としてまとめた上でガイドラインに反映させること。（例：学識経験者、業界団体関係者、内閣サイバーセキュリティセンタ、経済産業省、IPA、CSSCなど）

5. 提案書記載事項

- ・ ガイドライン目次案
- ・ 調査担当者の経験、スキル
- ・ ヒアリング先（ベンダ、エンジニアリング会社）候補（4社～6社程度）
- ・ ヒアリング先（IIoT導入済みのアセットオーナー）候補（6社～8社程度）
- ・ ヒアリング先（有識者）候補
- ・ 作業スケジュール案

6. 詳細入札要件

- ・ 産業用制御システム、IIoT に関する知見を有していること。
- ・ 過去にガイドラインの作成業務を行った経験を有すること。

7. 実施期間

平成30年1月31日（水）までに納品し、検収を受けること。

8. 成果物

- (1) IIoT導入セキュリティガイドライン
- (2) ベンダ等ヒアリング報告書
- (3) 有識者等ヒアリング報告書

(1)～(3)を記録した CD あるいは DVD-R 正副各1部を納品すること。

(1)～(3)を印刷したものを二部納品すること。

9. 納入場所

JPCERT コーディネーションセンター

10. その他

- ・ ヒアリングには、JPCERT/CC職員が同行する。
- ・ IIoT導入セキュリティガイドラインは、JPCERT/CC Webにて公開を予定している。

JPCERTコーディネーションセンターにおける入札は当該箇所に付き以下の予算決算及び会計令（国による歳入徴収、支出、支出負担行為、契約等について規定したもの）を準用して行うこととする。

予算決算及び会計令（抜粋）

（昭和22年4月30日勅令第165号）

（一般競争に参加させることができない者）

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後二年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる